

発行
第7号

昭和42年1月10日

発行所 利尻町役場
印刷所 利礼資材印刷所

広報



1967. 1. 10. No.7

まちの人口	
—1 月—	
人口	8,661人
男	4,997人
女	4,264人
世帯	1,619

年頭の「ごあいさつ」

利尻町長 小田桐清実



夢と、希望の多い昭和四十二年(西暦一九六七年)の輝かしい新春を共に恙(つつが)なく迎えることが出来まして、誠に喜ばしく存じます。

さて、昭和四十一年を顧みるに、航空機の事故が相次いで起り、水害・山津波などの災害が到るところ、誠に御同慶に堪えません。昨年、私は、町議会議員の改選による新議会構成にあたり、議長の重責を担うことになりました。もとより浅学非才で、微力ではありますが、全力を尽して職責を完うしたい所存です。町民皆様の一層のご指導とご支援をお願いいたします。

なお、今議会に課せられた最大の使命は、豊かで明るく、そして魅力ある漁村の建設であることを信じます。このことは町民皆様も全く同感であらうと思えます。

に発生し、また、頑是(がんぜ)なき幼児の生命を奪った交通事故等々惨状目をおおもうものがあり、更に衆議院の年内解散が行われ、丙午(己のえうま)の年は荒々しく、しかもあわただしく過ぎ去りました。我が北海道について見ても、北部北海道の数年にわたる冷害により、農民の生活は疲弊困憊の極に達し、暗い表情で、新年を迎えた地域のあることは、道民の一人として誠に気の毒に堪えません。

幸にも、我が利尻町は、昆布の豊漁と、魚族の好漁に恵まれ、漁民の生活も比較的豊かであり、このため、このため、町経済の盛衰を左右する漁業の振興は急務であり、この課題に対して、町議会は勿論、漁組をはじめ関係機関との常に緊密な連携を図って、目的達成に邁進する所存であります。

住民の消費力上昇により中小商工業者の商況も好転し、一般町民の経済生活も逐次向上を見つつあることは喜ばに堪えないところであります。昨年八月には、皆さんの支持を得て無競争で当選させて頂き、第二期町政を担当することになりましたが、只々ありがたく、感謝の気持で一杯でございます。

このことは、無条件で白紙委任状を渡されたも同然であり、いよいよ責任の重大さを痛感し、町民の信頼を裏切らないよう、謙虚に過去を反省し、将来に向つて町政の進展を期し、住民生活の安定を図ることに粉骨碎身する覚悟をきめておりますので、よろしく御鞭撻のほど、お願い申し上げます。

第二期町政の重要課題は、産業の振興にあると思えます。わが、利尻町の産業の大宗は漁業です。何といつても漁業生産の増強を図り、住民の所得をふやすことが民生安定につながる根本義であります。

また、教育、社会福祉施設など生活の基盤施設についても町民皆様の要望にこたえるべく、町理事者共々努力するつもりであります。

昭和四十二年の年頭に当つて、所信の一端を申し上げ、町民皆様の一層のご支援をお願いし、皆様のご健康とご多幸を心から祈りして、ご挨拶といたします。

あると考えられますので、漁業協同組合との連携を密にしてこの方策を真剣に講究しなければなりません。これには、漁業生産に必要な、港湾・漁港・道路などの基盤施設の整備促進を図り、早期完成に全力を傾けねばなりません。

また、漁家の兼業体制を確立するため、農業、牧畜を奨励し、中小商工業の振興策をも併せて講究する考案であります。

如何に私どもが夢を抱き、理想を高く掲げても、皆さんの協力と、意欲がこれに伴わなければ、画餅に帰することは論をまたないところでございます。

観光資源の開発と、関連する産業の振興についても忽に出来ない問題であるし、漁業後継者の問題の如きは、最も真剣に取り組まねばなりません。

そのほか、教育・衛生・消防・交通・運輸(特に航行時間の短縮、運賃の値下げ)など、問題は山積しており、限られた財政の中で、限りなく要請される懸案事項については一気には解決することは困難であるが、重要度・緊急度の高いものから順次着手して参る所存でございますので、お互いに信頼と理解の上で、和を中軸とした町政の前進に一層の協力を望んでやみません。

昭和四十二年は、いろいろな面で相当困難を予想されますが、あらゆる困難と試練に耐え、真摯な態度で、ひたすら住民の福祉向上のため、誠心誠意、難局に処して行く決心を固めてまいりますので、今年もよろしく御指導、御鞭撻下さるよう伏してお願ひ申し上げます。

挨拶

利尻町議会議長 松野義男

先ずその具体策として、町理事者、議会、両漁組、商工会等をもつて構成する産業振興対策懇談会において、町産業の基本的振興計画を協議し、町の方向を定めたいと考えており、特に仙法志漁港の高度利用、漁

また、教育、社会福祉施設など生活の基盤施設についても町民皆様の要望にこたえるべく、町理事者共々努力するつもりであります。

昭和四十二年の年頭に当つて、所信の一端を申し上げ、町民皆様の一層のご支援をお願いし、皆様のご健康とご多幸を心から祈りして、ご挨拶といたします。

また、漁家の兼業体制を確立するため、農業、牧畜を奨励し、中小商工業の振興策をも併せて講究する考案であります。

如何に私どもが夢を抱き、理想を高く掲げても、皆さんの協力と、意欲がこれに伴わなければ、画餅に帰することは論をまたないところでございます。

観光資源の開発と、関連する産業の振興についても忽に出来ない問題であるし、漁業後継者の問題の如きは、最も真剣に取り組まねばなりません。

そのほか、教育・衛生・消防・交通・運輸(特に航行時間の短縮、運賃の値下げ)など、問題は山積しており、限られた財政の中で、限りなく要請される懸案事項については一気には解決することは困難であるが、重要度・緊急度の高いものから順次着手して参る所存でございますので、お互いに信頼と理解の上で、和を中軸とした町政の前進に一層の協力を望んでやみません。

昭和四十二年は、いろいろな面で相当困難を予想されますが、あらゆる困難と試練に耐え、真摯な態度で、ひたすら住民の福祉向上のため、誠心誠意、難局に処して行く決心を固めてまいりますので、今年もよろしく御指導、御鞭撻下さるよう伏してお願ひ申し上げます。

道民の皆さま、明けましておめでとうございます。希望に輝く昭和四十二年の新春を、皆さまともにお迎えできますことは、このうえないしあわせであります。

昨年は、八月集中豪雨をはじめ、海難事故あるいは炭鉱事故など、各種の災害が相次ぎ、さらに三年続き

年頭のこぼば

北海道知事
町村金五



の冷害に見舞われるなど、まことに多難な一年でありました。

不幸にして被災された道民各位に對しましては心からお見舞い申し上げますとともに、私は、これらの災害を尊い教訓として、再び同じ禍いを繰り返さぬよう固い決意をもつて、道民ともどもに全力を傾けて、これに對処して参る所存であります。ご承知のとおり本年は第二期総合

開発計画の第五年次に当たり、いよいよ計画後半の重要な時期にはいるのであります。

幸い、道路、港湾、治水、土地改良などの産業基盤は、近年著しく整備され、道民の所得水準も逐年高まつておりますことは喜ばるべきであります。しかしながら、農漁村から他産業への人口流出があり、それにもな

都市の異常な膨張と過密化、さらに公害や交通事故の激増など、新たな観点から対処すべき幾多の課題が生じたに顕著となつて参りました。これは、このような現状に深い反省を加え、このために、道政が当面する新たな難局を打開するために最大の努力を続けて参る所存であります。

また、青少年の健全な成長を願う国民の願いをよそに、非行青少年は依然として増加の傾向にあります。これは、まことに憂慮にたえない事態であります。

私はこのため、青少年の指導に心を配るとともに、青少年団体活動の促進、家庭対策の推進など社会環境の浄化を道政の柱として、りっぱな青少年を育成するために、真剣に取り組んで参る覚悟であります。すべての人々の誠意とご協力を期待してやみません。

北海道は、北海道百年を明年にひかえ、今や日本における地位は年々向上し豊かな資源と広大な土地は希望の大地として将来の開発に大きな期待がかけられておりますとき五百万道民は一致協力、北海道の偉大な発展を積極的に進める態度をいよいよ強化して参らねばならぬと存じます。

昭和四十二年の年頭に当たつて、所信の一端を申しあげ、あわせて道民の皆さまのご健康とご多幸を心からお祈りして、新年のごあいさつといたします。

遺族年金法が改正されます

戦傷病者の妻にあらたに特別給付金が支給されるのははじめ、遺族援護法などが大巾に改正されました。主な内容は、つぎのとおりですが、くわしくお知りになりたい方は、民生課社会係にお問い合せ下さい。

●戦傷病者の妻に対する特別給付金があらたに支給されます。
戦傷病者の妻にもあらたに特別給付金(一〇万円、一〇年均等償還の記名国債)が支給されます。但し戦傷病者の症状が、恩給法の五項症程度以上のものに限られます。

●遺族援護法、恩給法などがつぎのとおり改正されます。
準軍属の範囲が、広がります。昭和十六年十二月八日以後、満洲等において、旧国家総動員法による総動員業務の協力者と同様に、国の業務に協力したのも、準軍属として、取扱われます。

したがって、これらの方にも給与金、弔慰金、障害年金等が支給されます。
●準軍属に対する処遇が改善されます。
準軍属(軍人、軍属以外の徴用者等)であつたものの障害年金の支給範囲が広がります。

障害年金が支給される傷病の症状程度が拡大されたので、従来支給されなかつたものも支給される場合があります。
また、準軍属の障害年金及び遺族給与金の額が引き上げられます。

従来は、軍人軍属の障害年金及び遺族年金の一〇分の五であつたものが一〇分の七になります。
継親等にも遺族年金が、支給されます。

新民法施行後死亡した戦没者の継親

撤廃されました。
農地被買収者等に対する給付金の支給について

皆様すでに御承知のとおり国では戦後の農地改革における、農地被買収者の貢献に報ゆるため給付金を支給しております。
この給付金を受けることが出来るのは田や畑を一畝以上買収された方又は遺族です。

農地を一畝以上買収されており、最低一万元以上支給されます。この給付金の請求期間は昭和四十二年三月三十一日までとなつておりますので有資格者は早めに申請して下さい。尚詳しい事は経済係にお尋ね下さい。

謹賀新年

昭和四十二年元旦

- 議長 松野義男
- 副議長 中川捨三
- 議員 北村重雄
- 大高千代太郎
- 中山二郎
- 大腰金次郎
- 不破竹治
- 高島光保
- 西島松雄
- 角谷昭正
- 川谷惣夫
- 吉村周八
- 川安皓治
- 谷口皓治
- 桜井正敏
- 加藤孝三郎
- 梅津和朗
- 牧野吉太郎

(以上議席順)

国保病院財政再建計画 のあらまし

いま、全国的に病院事業の経営状態は、悪化しているといわれております。

その原因は、いろいろありますが、最近の物価高によつて、給料、賃金、医薬品、給食用品などが値上りしているのに対して、診療単価が据置かれているためです。

どこの公立病院も独立採算制ですが、経営が悪化して赤字が出たからといって、やめるわけにはいきません。

地区内に開業医でもあれば別ですが、住民の人達が困るからです。

病院は企業といわれ、営利事業の仲間に入つておりますが、ほかの事業と違つて、最も公益性の強いものです。

だからといって、赤字は絶対に好ましいことではありません。患者へのサービスと赤字にならないことはみんなが希望しているところですが、町の国保病院が、さきおとしい火災で類焼したことや、前に書いた物価高などの理由で、その会計が赤字を出しましたので、病院経営建て直しのために、財政再建計画を作り、十二月に町議会の議決をもちつて、自治省に赤字解消の申出を行いました。

それでは、財政再建とはどういふものなのか、そのあらましを説明いたします。

一、財政再建計画とは
財政再建計画というのは、町の会計が赤字を出した場合、その赤字を解消する計画のことです。

自治省では、全国的に赤字の公営企業(市町村が経営している病院、電気、水道など)がふえて来ているので、これを助けて財政の健全化をはかるため、地方公営企業法を改正することになり、昨年の七月、国会を通つて公布になりました。

この法律では、昭和四十一年三月三十一日現在の赤字企業が、財政再建をしようとするときには、十二月三十一日までに自治大臣に申出ることになっております。

町立病院会計は、この申出を十二月二十三日に終つております。では、この申出によつて、どんな援助を国でしてくれるのかといふことです。

(1) 昨年の三月末現在の赤字額を、財政再建債として貸してくれます。

(2) 再建債の利子が、毎年三分三厘以上の分を補給してくれます。

二、赤字の額
昨年四月一日現在の病院会計赤字額は、三千九百一十四万四千円で、再建計画上の赤字は、今年三月末の推計額を見込んで、五千五十六万三千円です。

三、再建期間

赤字解消の期間は、これから自治省へ正式に申請することになります。が、十三年の予定です。

四、赤字解消計画

昨年四月一日現在の病院会計の赤字額、三千九百一十四万四千円の一、番大きな原因は、何んといつても

火災で類焼した病院の復旧費です。それと、新病院建設までに仮診療所を改修した経費と、仮診療所時代の設備の不完全などによる診療収入の少なかったことなどが、あげられます。

この間が、約一年半もありません。

本来、病院建設費は、町の一般会計で負担し、経営に必要な費用は独立採算制をとるのが、企業会計である病院の望ましい姿なのですが、火災当時は、役場の復旧や、災害公営住宅の建設、都市計画などの火災処理事業と、災害救助費など約二億円に上る支出したため、一般会計は、病院建設費を負担するまでの力が到底ありませんでした。

このため、やむを得ず病院会計に負担させたわけです。今年三月末の推計赤字額五千五十六万三千円から、建設費関係の赤字を引いたものが、経営上の赤字となつております。

それで、赤字解消計画では、一般会計で負担すべきであった、病院建設費については、赤字解消計画の期間中、毎年一般会計で負担し経営上の赤字についてはサービスの向上などによる患者の町外流出を防止して、増収を図るとともに、経営の合理化によつて経費の節減を図り、赤字を解消することになっております。

五、おわりに

町は、病院の財政再建計画をたてるため、道の指導を受けたり、相談をしたり、町議会の常任委員会や議会の本議会などで十分検討して、自治省へ申出をしたわけですが、病院長は町民皆さんのものですから、皆さんが、町外の病

院にかゝるということになれば、利用者が減つてますます赤字がふえてきますので、町立の病院と診療所を是非利用されるようお願いいたします。

また、病院は赤字になつたからといって、決して診療費が高くなるということはありません。

診療費は、国で定めた額より高くも安くもできないからで、これは全国一律ですから誤解のないようお願いします。

いま町では、病院の経営建て直しのために、町議会も、理事者も、院長はじめ病院側も、再建計画の実行に、熱意と努力を注いでおり、非常な苦勞があると思ひます。しかし、町民皆さんのご理解と協力がなければ、計画が砂上の楼閣に等しいものになりますので、皆さんのご協力を切にお願いいたします。

三税の申告は正しい 申告を致しましょう

昭和四十一年分の所得を申告する事業税と住民税の申告期限が今年から改正になり、所得税の確定申告と同じ三月十五日になりました。

また所得税の確定申告をする方については、今年から事業税と住民税の申告を行はなくてもよくなりまして、

二月十五日頃までに各申告用紙を営業関係の方には個人個人に、また部落の方には、納税貯蓄組合を通じて配付する予定になっております。

申告書の受付期間は二月十六日より三月十五日までですから、その期間内に早めに税務課へ提出して下さい。税務課では、それをまともて、税務署と篤泊税務出張所へ発送する

ことになりす。申告についての記入方法や疑問な点については、商工会務指導所か役場税務課へ気軽に問合せ下さい。

今年こそは 青色申告を

最近のようにしのぎを削る企業戦に、まだどんぶり勘定で商売をしている人が多くみられます。このようなら、合理的な税金の軽減と経営の合理化に役立つ青色申告をぜひおすすめします。

青色申告は記帳の習慣づけから始まつて、経済的な信用の積重ねまで長い間には大きなプラスになり、税の申告についても絶対優位になることは必定です。今年こそは青色申告を始めましょう。

除雪にご協力を

町内の道路沿いに紅白のポールや標識をたててありますが、これは冬期間の降雪量や道路の構造試験等今後の道路工法上、必要な資料を得るためで、いたずらには抜き捨てたり、折るようなことはしないよう御協力をお願い致します。

冬の火災に備えて消火体制は大じょうぶ？



消火栓や道路の除雪はみんなの協力で